

日本における婦人労働者の職場に占める割合は、年々増加しつつあることは、誰もがうなずける事実であると思います。

福生市もその例外ではなく、新しい団地や住宅地がどんどんつくられ若い層の夫婦共働き家庭が増加しつつあります。

以上のような状況から、働く婦人の多くは、将来出産後も安心して赤ちゃんをあずけられる保育施設にいて、今迄通り働き続けていきたいと思つて居るのです。また、現在、赤ちゃんをかかえていながらも尙、職業を続けていきたい。また、もう一度働きたいと願つています。

働らく婦人にとつて産休のあけた日から、かわいいわが子をいつたいどこにあずけたらよいかということは深刻な問題なのです。

福生市には、そのような公立の施設がありません。家から近く、安い保育料で専門の保育母さんの手による愛情豊かな保育施設そんな施設がたくさんなければならぬでしょう。

赤ちゃんを安心してあずける施設がないために婦人の多くは泣く泣く職場を去つていかなければなりません。そうしたくない人は、妊娠中の大きなおなかをかかえて心あたりの家をたずねあるき個人的に赤ちゃんをあずかつてくれる人をさがしあなければなりません。

せん。

以上のような事情をおくみとりの上、働らく婦人の切実な要求をかなえていただきたく、ここに陳情いたします。

- 一、産後（四十二日）からの赤ちゃんを保育する施設を市内につくること。
- 一、現在ある私立施設に補助金を更によし保育母の増員等保育内容の改善につとめられたい。

昭和四十九年九月十三日

陳情代表者

福生市福生一、五三〇番地 三三三〇三

吉田和子 印

福生市福生三、一四六番地

原敏子 印

外 一、三七五名

福生市議会議長

塩野鉄之助 殿

請願書の一部変更願いについて

昭和四十九年六月六日付で提出いたしました「公民館の早期建設及び地区館の設置に関する請願書」のうち、表題中「地区館」を「分館」に訂正すると共に、「又住民にとつてより身近なものとするため、複数の地区館をも併せて要望するものです。」を「なお、公民館本館が建設されたあかつきには、住民にとつてより身近なものとするため、分館の設置もご配慮下さるようお願い致します。」に変更させていただきたいと思ひますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

昭和四十九年六月二十九日

請願者代表

福生市福生四二七

村 野 雅 義

福生市議会議長 塩 野 鉄之助 殿

第三回福生市議会

定

例

会会議録(第十一号)

昭和四十九年九月二十七日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が開催された。
出席議員はつぎのとおりである。

一番	貫井喜代次	君	二番	小林菊三	君
三番	小林才治	君	四番	田村市郎	君
五番	川窪清一	君	六番	中曾根実	君
七番	宇佐美良時	君	八番		君
九番		君	十番	松山清	君
十一番	伊東忠次郎	君	十二番	森田秀雄	君
十三番	石川繁治	君	十四番	小林暢吉	君
十五番	末次性男	君	十六番	高波忠	君
十七番	関米吉	君	十八番		君

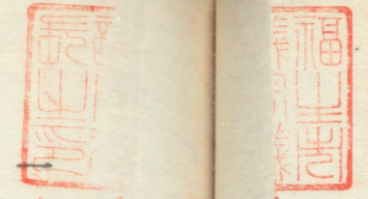
十九番 大野行夫 君 二十番 宮沢良一 君
二十一番 田村匡雄 君 二十二番 岩田博 君
二十三番 石川信義 君 二十四番 塩野鉄之助 君

一 欠席議員はつぎのとおりである。

十八番 中里元一 君

一 欠員はつぎのとおりである。

八番、九番



一 議会事務局職員はつぎのとおりである。

議事 古谷徳男 君 議事 市川昭利 君 主事補 尾野幸恵 君
務局長 係長

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員はつぎのとおりである。

市長	石川常太郎 君	助役	篠崎俊夫 君
収入役	橋本孝蔵 君	教育長	町田倍二 君
秘書職	高水求 君	庶務	
員課長		課長	
企画財	上野重勝 君	環境保	八木房雄 君
政課長		全課長	
経済	森田進 君	福祉事	木田猛 君
課長		務所長	
建設	黒田登 君	都市計	浅見裕康 君
課長		画課長	



一 本日の議事日程はつぎのとおりである。

市民課長	田村忠雄君	税務課長	島田猛君
下水道課長	斉藤多市君	用地課長	須崎進君
水道課長	井上久男君	會計課長	森田武君
教育委員 務課長	内田和雄君	教育委員 務課長	古谷正夫君
教育委員 務課長	小野光朗君	選挙管理 委員長	乙津宗吉君
教育委員 務課長		局長	
教育委員 務課長		局長	

日程第一	議案第百四号	福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例	(審査報告)
日程第二	議案第百五号	福生市児童手当条例の一部を改正する条例	(審査報告)
日程第三	議案第百六号	福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例	(審査報告)
日程第四	議案第百七号	福生市重度心身障害者福祉手当条例	(審査報告)
日程第五	議案第百八号	福生市心身障害者福祉手当条例	(審査報告)
日程第六	議案第百九号	福生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例	(審査報告)
日程第七	議案第百十号	福生市下水道事業受益者負担に関する条例	(審査報告)
日程第八	議案第百十六号	昭和四十九年度福生市一般会計補正予算(第一号)	(審査報告)
日程第九	議案第百十七号	昭和四十九年度福生市水道事業会計補正予算(第一号)	(審査報告)

日程第十 議案第百十八号 昭和四十八年度福生市水道事業会計決算認定について (審査報告)

日程第十一 議案第百十九号 市道路線の認定について (審査報告)

日程第十二 請願第四号 公民館の早期建設及び分館の設置に関する請願書

日程第十三 請願第五号 地域集会所の設置に伴う補助金の増額に関する請願書 (審査報告)

日程第十四 陳情第七号 学童保育所設置に関する陳情書 (審査報告)

日程第十五 陳情第八号 地域会館建設に関する陳情書 (審査報告)

日程第十六 閉会中の継続審査申し出について

日程第十七 特定事件の継続調査について

午前十時 開議

○議長(塩野鉄之助君) ただいまから昭和四十九年第三回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長(塩野鉄之助君) 本日の議会運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長からご報告願います。

(議会運営委員長高波 忠君登壇)

○議会運営委員長(高波 忠君) ご指名がございましたのでご報告申し上げます。

去る九月二十四日午前九時から全委員の出席の上、議会運営委員会を開催し、議長からの諮問による第三回定例会第二日目の議事日程等について協議いたしました。その結果、日程につきましてはすでにお手元にご配付してあるとおりの順序でお願いすることに決定いたしました。内容は第一目に各委員会に付託された案件のうち、それぞれ結論づけられて議長あてに出された審査報告十五件、

及び閉会中の継続審査申し出並びに特定事件の継続調査であります加、審査報告の中で関連のある議案については一部一括上程するよう決定したのもございしますので、よろしくお願い申しあげます。

また理事者側から全員協議会の申し出がありましたので、全日程終了後に行うよう議会運営委員会としてはこれを了承しておりますので、あらかじめお含みおき願います。

以上簡単であります加、本日の会議が議会運営委員会の決定どおり円滑に運ばれますよう議員各位のご協力をお願いいたしまして報告いたします。

○議長（塩野鉄之助君） だいま報告がありましたとおり本日の議事を進めますのでよろしくご協力のほどをお願いいたします。

○十七番（関 米吉君） だいまの議会運営委員長報告については、原則的に異議はないのですけれども、理事者から全員協議会の申し出があつてこれを了承したということですが、どのような案件に関する開催の申し出であるか、その点を委員長にお尋ねいたします。

○議会運営委員長（高波 忠君） 議会運営委員会審議終了後理

事者側の申し出がございまして、助役より武蔵野地区の不燃物処理場の件について、十月に学校の体育館等の契約の問題で臨時会を開きたいということ、またその他何件かございました。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 日程第一議案第百四号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長小林菊三君登壇）

○厚生委員長（小林菊三君） ご指名をいただきましたので、審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照
引き続きまして補足説明を申しあげます。

本案審査に先立って担当課長の説明を求めました。本案は地方税法の一部改正に伴いまして福生市の条例も一部改正しようとする



もので、これは年ごとに被保険者の所得が増加していることから被保険者の間に不均衡が生じているので、現行限度額八万円を十二万円に引き上げるもので、これによる該当世帯数は約百二十世帯で、保険料増収は六百万円程度である。さらに最近の固定資産税の増加に伴い資産割についても減額しようというもので、該当世帯は約十世帯で保険料の額は三万円程度である。また現在減額基準以下の世帯については均等割と平等割をそれぞれ四〇％減額しているが、所得の増加に伴いこの減額基準となる被保険者一人当たりの額を「十万円」から「十一万円」に引き上げるもので、これによる該当世帯は約百七十世帯六百人であり、約五十万円の減額になるが、この減額分については国の調整交付金で補うものである。また附則のみなし法人及び土地譲渡所得のあった場合の保険料算定基準については従来どおりの総所得金額である等の説明の後、質疑に入りましたか、全員異議なく本案を原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の決定どおりご可決くださるようお願いいたします。まして補足説明といたします。

○議長（塩野鉄之助君）

以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）

以上で質疑を終わります。

○五番（川窪清一君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百四号については討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）

おはかりいたします。ただいま五番川窪清一君

から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）

ご異議なしと認めます。よって議案第百四号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第二議案第百五号 福生市児童手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長小林菊三君登壇）

○厚生委員長（小林菊三君） 審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

引き続いて本案に対する補足説明を申しあげます。

審査に先立って福祉事務所長より説明を求めました。本案については児童に対する支給額の引き上げ及び国の児童手当制度の全面実施に伴い本条例を改正するもので、内容的には福生市児童手当条例の「児童手当」を「児童育成手当」と字句の変更をすることに伴い関係条項の字句も整備し、また現行の一般児童手当、障害児手当、遺児手当をそれぞれ特別手当、障害手当、育成手当と変更し、なお育成手当と特別手当についてはそれぞれ千円ずつ支給額を



アップしようとするものであるとの説明の後質疑に入りました。

現行児童手当の支給該当者はどの程度かに対し現行では児童手当、児童福祉手当、児童特別扶養手当等いろいろとあるがこの該当者は千百五十名いる。そのうち今回の条例改正により名称が変更するが、育成手当二百四十二名、障害手当三十二名、特別手当十五名程度であるとの答弁があり、採決の結果当委員会としては全員一致本案を原案のとおり可決することに決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定とおりご可決くださるようお願いいたします。補足説明といたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○五番（川窪清一君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百五号については討論を省略し委員会報告とおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。 ただいま五番川窪清一君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。 よつて議案第百五号福生市児童手当条例の一部を改正する条例については委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第三議案第百六号福生市老人福祉手

当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告いたします。

福生市議会

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして補足説明を申しあげます。

本案審議に先立って福祉事務所長より説明を求めました。 本条例は六十五歳以上の寝たきり老人に対し、現行月額五千円の手当を支給しているが今回これを二千五百円増額し七千五百円に改めようとするもので昭和四十九年十月以降の月分の手当から適用しようとするものであるとの説明があり、質疑に入りましたが、全員異議なく本案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定どおりご可決くださるようお願いいたします。 補足説明といたします。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○五番(川窪清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。 議案第百六号については討論を省